

静岡県がんセンター局管理規程第11号

静岡県がんセンター局組織規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和4年3月25日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

がんセンター局長 内田 昭宏

静岡県がんセンター局組織規程の一部を改正する規程

静岡県がんセンター局組織規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(機関) 第3条 (略) 2 静岡県がんセンターに次の機関を置く。 (略) 研究所 (略) 看護技術開発研究部 <u>地域資源研究部</u> 新規薬剤開発・評価研究部 (略) (副院長等)			(機関) 第3条 (略) 2 静岡県がんセンターに次の機関を置く。 (略) 研究所 (略) 看護技術開発研究部 <u>ゲノム解析研究部</u> 新規薬剤開発・評価研究部 (略) (副院長等)		
第13条 第10条から前条までに規定する職のほか、静岡県がんセンターにおいて次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。			第13条 第10条から前条までに規定する職のほか、静岡県がんセンターにおいて次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。		
職	機関	職務	職	機関	職務
(略)			(略)		
専門主査	病院	分担事務を処理する。	専門主査	病院	分担事務を処理する。
			<u>ゲノム創薬研究室長</u>	<u>研究所</u>	<u>研究所に関する事務中特定事項を処理する。</u>
部長代理	研究所	研究所に関する事務中特定事項を処理す	部長代理	研究所	研究所に関する事務中特定事項を処理す

		る。				る。
(略)			(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この管理規程は、令和4年4月1日から施行する。